

令和6年度下請取引等実態調査の結果概要

調査の目的

建設工事における下請取引等の実態を把握し、不適正な取引を行っているおそれのある建設業者に対して、是正措置を講じるよう指導を行うなど、下請取引の適正化を図ることを目的として実施。

調査方法

□ 調査対象 : 30,000業者 (大臣許可業者 2,280、知事許可業者 27,720)

※昨年度の12,000万業者から、調査数を30,000に大幅に増やしたこと等により、単純な過年度比較は行えないことに注意

□ 調査手法 : WEB調査 (令和6年8月下旬～令和6年10月)

□ 調査内容 : 元請負人と下請負人、発注者 (施主) と元請負人の間の取引について、見積状況 (労務費や工期など) や、価格転嫁・工期設定の状況、下請代金の支払期間、手形の利用状況等を調査

□ 回収業者数 : 20,709者 (回収率69.0%)

□ 集計対象業者数 : 20,219者 (既に事業活動を終了している者 (490者) を除く)

調査結果

1. 適正回答率

- 元請負人として下請負契約を締結した建設業者 (14,675業者) のうち、指導の必要のない適正回答業者は461業者。昨年度から調査数を大幅に増やす等したため単純比較は行えないものの、適正回答業者の割合は3.1% (昨年度7.5%) であった。
- 項目別の適正回答率にみると、「下請代金の決定方法」※¹95.1%、「下請代金の支払期間」※²97.9%、「支払手段」※³95.7%などが高かった一方で、「契約締結方法」※⁴59.2%、「手形の現金化等に係るコスト負担の協議」※⁵52.3%、「契約条項」※⁶30.2%、「見積提示内容」※⁷13.1%、など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた。

※1: 下請代金を決定する際に、下請負人からの見積書の交付、下請負人との協議という適正手続を経た上で決定しているかを調査

※2: 下請代金の支払期間 (下請負人から工事目的物の引渡しの申出があった日から下請代金を支払うまでの期間) を調査

※3: 下請代金のうち、労務費相当分等を現金払いとしているかを調査

※4: 請負契約書を相互交付する、注文書・請書の場合は約款を添付するなど、書面契約の状況を調査

※5: 手形の割引料等に係るコストの負担について、元下間で十分協議を行っているかを調査

※6: 契約書に定めるべき15項目の全てを定めているかを調査

※7: 見積条件の提示の際、提示すべき14項目の全てを具体的に提示しているかを調査

令和6年度下請取引等実態調査の結果概要

2. 主な調査項目の結果概要

● 元請負人と下請負人の取引における労務費や価格転嫁の状況

- 元請負人との労務費の価格交渉において、下請負人が最初に元請負人に提出した当初見積書の労務費の額と、最終的に請負契約に反映することとなった最終見積書の労務費の額の間に、「差がない」と回答した下請負人は64.3%であり、最終見積書の労務費の額の方が当初見積書の労務費の額よりも1割程度～2割程度低いと回答した下請負人は30.4%であった。
- 元請負人に対する見積書の交付状況について、下請負人の70.3%が労務費を内訳明示した見積書を「交付している」又は「おおむね交付している」という回答であった。
- 元請負人との価格変更の協議について、元請負人から「価格の変更を認められた」と回答した下請負人は87.0%であった。一方、元請負人に対して価格変更の協議を行ったことがあると回答した下請負人は49.8%でした。

● 発注者と元請負人の取引における請負代金や価格転嫁の状況

- 発注者との請負代金の価格交渉において、発注者から一方的に請負代金の額や単価を設定されたことが「ある」と回答した元請負人は13.9%であり、「ない」と回答した元請負人は86.1%であった。
- 発注者との価格変更の協議について、発注者から協議を拒否されたことが「ある」と回答した元請負人は9.3%、拒否されたことは「ない」が69.8%、発注者に協議を申し出たことはないが21.0%であった。

● 元請負人と下請負人の取引における工期の状況

- 工事の工程毎の作業及び準備に必要な日数を明らかにした工期の見積書を作成し、元請負人に交付していると回答した下請負人は52.4%であった。
- 元請負人が設定する工期については、下請負人の87.0%が「適当な工期」と回答した。

令和6年度下請取引等実態調査の結果概要

- 元請負人との工期変更の協議について、元請負人から「工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」と回答した下請負人は87.2%であった。また、工期の変更を認められなかった下請負人に、その理由を確認したところ、「予め決められた（発表された）供用時期等を変更できないため」が64.3%という回答であった。
- 発注者と元請負人の取引における工期の状況
 - 発注者が設定する工期については、元請負人の80.6%が「適当な工期」と回答した一方、「比較的短い工期」又は「かなり短い工期」と回答した元請負人は11.7%であった。
- 現場閉所の状況
 - 元請負人から請け負った工事の現場閉所数については、「4週8休」と回答した下請負人が43.0%、「4週6休」と回答した下請負人が29.9%であった。
 - 月あたりの平均残業時間については、「10時間未満」と回答した下請負人が64.6%、「10時間以上20時間未満」が19.2%、「20時間以上30時間未満」が8.9%であった。
- 労務費の価格転嫁（労務費指針への対応）の状況
 - 下請負人から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた際の元請負人における協議の対応状況については、「必ず応じている」又は「概ね応じている」と回答した元請負人が90.5%であった。
- 手形期間
 - 手形期間を60日以内（予定を含む）としていると回答した建設業者（一般建設業許可業者を含む）は92.7%であった。
 - 手形期間を60日以内としていない理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」と回答した建設業者が58.1%であった。